

役員報酬等総額について

【役員（理事、監事）の報酬等総額】

各年度の役員報酬等は、総額 3,000,000 円以内とし、別に定める役員等報酬規程に従って算定した額を報酬等として支給する。

* 上記総額の外に、職員給与の支給を受けている理事が1名います。

※【評議員の報酬等総額】

定款第8条にて、各年度の評議員の報酬等の上限を 600,000 円と規定しています。

以上